

〔沿革〕 平成23年9月例規（留）第31号

各部長・参事官・所属長

このたび、警察手帳規則施行細則（昭和32年本部訓令第6号。以下「手帳細則」という。）の一部を改正し、平成18年8月1日から施行することとしたが、運用上の留意事項については、下記のとおりであるので、誤りのないようにされたい。

なお、警察手帳規則施行細則の改正について（平成10年例規（装）第4号）は、廃止する。

記

1 改正の趣旨

警察手帳規則（昭和29年国家公安委員会規則第4号）第6条の規定により、警察手帳（以下「手帳」という。）の常時携帯、個人保管を原則とし、職責の自覚、誇りと使命感の醸成を促進するとともに、勤務時間外における適切な職権行使を可能にするものである。

2 内容

- (1) 勤務時間外における手帳の取扱い等について規定した。
- (2) 手帳の常時携帯を原則とし、携帯を要しない場合について規定した。
- (3) 手帳の個人保管を原則とするため、所属長に手帳の保管を依頼することができる場合について見直しを図った。
- (4) 手帳を常時携帯するため私服の場合の携帯方法について、首から吊す方法を加えるなど見直しを図った。

3 運用上の留意事項

(1) 勤務時間外における取扱い等（第2条の2関係）

ア 警察手帳の常時携帯の取扱いは、勤務時間外において職務権限を行使する基準を拡大するものではなく、必要なときに、より適正に職務権限を行使することを目的とするものである。

イ 手帳細則第2条の2第2項に規定する場合で、当該警察官が負傷したときは、併せて「監察関係事案の報告要領について」（平成17年例規（監）第36号）に基づく報告を行うこと。

(2) 手帳の携帯（第3条関係）

ア 「所属長が勤務の性格上、その他の事情により手帳の携帯を要しないと認めたとき。」とは、次のような場合であるが、携帯の免除に当たっては、規定を安易に拡大解釈することなく、その運用に十分留意すること。

(ア) 音楽隊員が演奏に従事するとき。

(イ) 看守勤務者が留置施設において看守勤務するとき。

(ウ) 運転免許試験官が技能試験に従事するとき。

(エ) 術科訓練及び術科競技会（けん銃射撃訓練及びけん銃射撃大会を除く。）に出場する場合で、職務執行が予想されないとき。

(オ) 庁舎内において常に勤務し、職務執行が予想されないとき。

(カ) 勤務の性格上手帳を携帯することが適当でないとき。

(キ) その他、所属長が健康上の理由により手帳を携帯することが適当でないとき。

イ 「適切に携帯することが困難な服装となるとき。」とは、次のような場合である。

(ア) 私事旅行等で、適切に携帯することが困難な服装となるとき。

(イ) 通勤途中においてスポーツ施設を利用するなど、適切に携帯することができないとき。

(3) 保管責任（第4条関係）

ア 「長期間その職務に従事しない場合」とは、療養休暇、特別休暇、看護休暇及び育児休業を取得し、休暇等の期間が連続しておおむね1か月以上に及ぶ場合である。

イ 「適切に個人保管ができない場合等」とは、次のような場合である。

(ア) 次に掲げるような場合で、手帳の携帯が困難であり、かつ、警察庁舎及び自宅のいずれ

においても適切に保管することができないとき。

- a 宿泊を伴う旅行を計画し、旅行先において飲酒する予定があるとき。
- b 海水浴やスポーツ施設を利用するなど、手帳を適切に携帯することが困難な服装で外出するとき。

(イ) 警備実施等の出動で、宿舎において適切に保管することができないとき。

(ウ) 所属長が、健康上の理由、盗難・紛失等保管管理上の問題等から手帳を個人保管することが適当でないと認めたとき。(警察庁舎内に施錠設備のある事務机等がない場合を含むものとする。)

ウ 手帳の保管方法

(ア) 警察庁舎内での保管方法

事務機の引出等の安全な場所に収納の上、確実に施錠して保管しなければならない。

(イ) 自宅での保管方法

紛失又は盗難等に遭わないよう適切な場所を選定して保管しなければならない。

(ウ) 所在の確認

手帳を個人保管するときは、保管場所を一定にし、定期的にこの所在を確認すること。

エ 所属長の保管責任

所属長は、警察官が長期3か月以上の療養若しくは停職を命じられたとき又は手帳の保管を依頼されたときは、千葉県警察官給貸与品取扱規程(昭和33年本部訓令第3号)第11条及び第12条の規定並びに手帳細則第4条第2項の規定により当該手帳を保管するものとする。この場合には、保管場所並びに保管責任者及び取扱責任者を指定し、保管及び出納に支障がないようにしなければならない。